

地方交付税法等の一部を改正する法律案要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の特例

(一) 令和四年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額百五十四億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額五千億円、同特別会計借入金利子支払額七百九億円並びに平成二十年度分、平成二十一年度分及び令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち令和四年度分の地方交付税の総額から減額することとしている額二千四百六十億七千七百八万二千元を控除した額とすること。

(二) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和四年度及び令和五年度の償還額を増額し、令和三十六年度までに償還することとする。

(三) 令和四年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金二千億円について、その活用を取りやめること。

## 二 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) 令和四年度における措置として、「地域デジタル社会推進費」において、地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (二) 保健所の体制強化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置すること。
- (三) 特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。
- (四) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実すること。
- (五) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (六) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

## 三 基準財政収入額の算定方法の特例

令和四年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けるこ

と。

#### 四 特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例

令和四年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けること。

#### 五 震災復興特別交付税に関する特例

- (一) 震災復興特別交付税に充てるため、令和四年度分の地方交付税の総額に九百二十九億三千八百七十六万三千円を加算すること。

- (二) その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けること。

#### 六 その他所要の改正

#### 第二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

- 一 自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を廃止すること。
- 二 その他所要の改正

## 地方交付税法等の一部を改正する法律

### (地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成十三年度、」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十号中「平成十三年度」を「令和二年度」を削り、「令和三年度」を「令和三年度」に改め、同項第十号中「から令和二年度」を「及び平成十七年度から令和三年度」に改め、同項第十号中「から令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十三号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十四号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十

十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十五号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改め、同条第三項の表第四十号(1)及び(2)中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十号中「平成十三年度、」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十四号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同号(1)中「平成十三年度及び」を削り、「並びに平成十五年度から令和二年度まで」を「及び平成十五年度から令和三年度まで」に、「のため平成十五年度から令和二年度まで」を「のため平成十五年度及び平成十七年度から令和三年度まで」に改め、同表第四十五号中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十六号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表第四十七号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同号(1)中「平成十三年度及び」を削り、同号(9)中「令和二年度」の下に「及び令和三年度」を加え、同表第四十八号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同号(1)中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同号(2)中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十九号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「平成十三年度、」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十三年度から令和三年度まで」に改め、同項第十四号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第八号中「平成十三年度、」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第九号中「から令和二年度」を「及び平成十七年度から令和三年度」に改め、同項第十号中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第十一号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十四号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改める。

附則第四条の見出し中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条中「令和三年度に限り」を

「令和四年度に限り」に、「第五号」を「第三号」に、「に四千億円を加算した額から第六号から第八号まで」を「から第四号から第六号まで」に、「千三百二十六億二千七百二十九万七千円」を「九百二十九億三千八百七十六万三千円」に改め、同条第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）」に改め、「及び第四項」を削り、「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「二千二百四十六億円」を「百五十四億円」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「令和三年度」を「令和四年度」に、「三十兆千二百十二億九千五百四十八万円」を「二十九兆六千二百二十二億九千五百四十八万円」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「令和二年度」を「令和三年度」に、「三十兆九千六百二十二億九千五百四十八万円」を「三十兆千二百二十二億九千五百四十八万円」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「令和三年度」を「令和四年度」に、「七百六十億円」を「七百九億円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「三千四億四千二百四十八万二千円」を「二千四百六十億七千七百八万二千円」に改め、同号を同条第六号とし、同条に次の一項を加える。

2 令和四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「令和四年度から令和三十七年度まで」を「令和五年度から令和三十六年度まで」に改め、同条第三項中「令和四年度から」を「令和五年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	四百五十五億円



令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

附則第四条の二第四項中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額」を削り、「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第五項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「である二千二百四十五億八千六十万円」を「のうち千七百九十六億六千八百八十八万円」に改める。

附則第四条の三を削る。

附則第六条第一項中「令和三年度及び」を削る。

附則第六条の二の見出し中「令和三年度及び令和四年度の各年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第一項中「令和三年度及び令和四年度の各年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和三年度にあつて

は」及び「とし、令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を削り、同項第一号中「三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円」を「九千五百四十三億四千百十六万三千円」に改め、「第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第二号中「二兆二千三百七十五億九千六百八十八万八千円」を「八千二百六十一億四千六百八万二千元」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 令和三年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の二第三項中「第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削る。

附則第七条の四の見出し中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条中「令和三年度分」を「令和

四年度分」に改め、同条第一号イ中「以下この条において「令和二年地方税法等改正法」という。」を「次号において「令和二年法律第五号」という。」、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）に改め、「令和三年地方税法等改正法」という。）の下に「、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）を加え、「と」という。）及び」を「と」という。）、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、「に、「の施行」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）の施行」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ロからニまでの規定中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ホ中「及び令和三年地方税法等改正法」を「、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法」に改め、同号ヘ中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ト中「及び令和三年地方税法等改正法」を「、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法」に改め、同号チ中「令和三年

度」を「令和四年度」に改め、同条第二号イ中「令和二年地方税法等改正法」を「令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号」に、「震災特例法、」を「令和四年地方税法等改正法、震災特例法、」に、「及び令和三年所得税法等改正法」を「、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法及び令和四年所得税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ロ中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ハ中「及び令和三年地方税法等改正法」を「、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ニからへまでの規定中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

附則第九条中「令和三年度」を「令和十三年度」に改める。

附則第九条の二中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条中「令和三年度に」を「令和四年度に」に、「同じ。）」を「同じ。）」及び「に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「附則第四条」を「附則第四条第一項」に、「千

三百二十六億二千七百二十九万七千円」を「九百二十九億三千八百七十六万三千円」に改め、「及び一兆五千億円」及び「に一兆五千億円を加算した額」を削り、「額、」を「額及び」に改める。

附則第十二条の見出しを「（令和四年度震災復興特別交付税額の一部の令和五年度における交付等）」に改め、同条第一項中「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度内」を「令和四年度内」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第二項中「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条第二項中「附則第四条」を「附則第四条第一項」に、「、令和三年度」を「、令和四年度」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条

中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に、「令和三年度に」を「令和四年度に」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）」に、「令和二年度震災復興特別交付税額のうち令和二年度」を「令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和三年度」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条第三項中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 警察費 二 土木費		警察職員数	一人につき	八、四四〇、〇〇〇円

	1 道路橋りよう 費	道路の面積	千平方メートルにつき	一三五、〇〇〇
	2 河川費	道路の延長	一キロメートルにつき	一、九五〇、〇〇〇
		河川の延長	一キロメートルにつき	一八四、〇〇〇
	3 港湾費	港湾における係留 施設の延長	一メートルにつき	二八、九〇〇
		港湾における外郭 施設の延長	一メートルにつき	五、四六〇
		漁港における係留 施設の延長	一メートルにつき	一〇、二〇〇
		漁港における外郭 施設の延長	一メートルにつき	五、〇五〇
	4 その他の土木 費	人口	一人につき	一、二四〇
三 教育費				
1 小学校費		教職員数	一人につき	六、〇四一、〇〇〇

1 生活保護費	四 厚生労働費	5 その他の教育費	4 特別支援学校費	3 高等学校費	2 中学校費	
町村部人口	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	高等専門学校及び大学の学生の数	学級数	教職員数	教職員数	教職員数
一人につき	一人につき	一人につき	一学級につき	一人につき	一人につき	一人につき
九、四四〇	三〇五、五四〇	二二一、〇〇〇	二、一九八、〇〇〇	五、五九七、〇〇〇	六、六六六、〇〇〇	五、九四三、〇〇〇



六 総務費	4	商工行政費	人口	一人につき	二、〇一〇
	3	水産行政費	水産業者数	一人につき	三五八、〇〇〇
	2	林野行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、四〇〇
			公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	五、二二〇
	1	農業行政費	農家数	一戸につき	一一五、〇〇〇
五 産業経済費	5	労働費	人口	一人につき	四二七
	4	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	一人につき	九一、八〇〇
			六十五歳以上人口	一人につき	五五、七〇〇
	3	衛生費	人口	一人につき	一四、九〇〇
	2	社会福祉費	人口	一人につき	一九、七〇〇

1 徴税費	世帯数	一世帯につき	五、七〇〇
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	八五四、〇〇〇
3 地域振興費	人口	一人につき	五三六
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
	平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度において国	千円につき	三三二

<p>九 地方税減収補填 債償還費</p>	<p>の補正予算等に係 る事業費の財源に 充てるため発行に ついて同意又は許 可を得た地方債の 額</p>	<p>千円につき</p>	<p>五九</p>
<p>十 財源対策債償還 費</p>	<p>平成十四年度から 令和三年度までの 各年度の財源対策 のため当該各年度 において発行につ いて同意又は許可 を得た地方債の額</p>	<p>千円につき</p>	<p>三一</p>
<p>十一 減税補填債償 還費</p>	<p>個人の道府県民税 に係る特別減税等</p>	<p>千円につき</p>	<p>五九</p>

十二 臨時財政対策  
債償還費

による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するた  
め当該各年度において特別に起こす  
ことができると  
とされた地方債の  
額

千円につき

六〇

十三 東日本大震災  
全国緊急防災施策  
等債償還費

臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

千円につき

一〇二

市町村			
	一 消防費 二 土木費 1 道路橋りよう費 2 港湾費	十四 国土強靱化施策債償還費	
	人口 道路の面積 道路の延長 港湾における係留施設の延長	令和元年度から令和三年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき 一人につき 千平方メートルにつき 一キロメートルにつき 一メートルにつき
	一一、五〇〇 七一、三〇〇 一九〇、〇〇〇 二八、〇〇〇		一 円

	三 教育費								
1	小学校費	児童数	一人につき						四五、〇〇〇
6	その他の土木費	人口	一人につき						一、三八〇
5	下水道費	人口	一人につき						一〇一
4	公園費	都市公園の面積	千平方メートルにつき						三七、〇〇〇
3	都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき						五二八
		漁港における外郭施設の延長	一人につき						九六八
		漁港における係留施設の延長	メートルにつき						三、五五〇
		港湾における外郭施設の延長	メートルにつき						一〇、〇〇〇
									五、四六〇

四 厚生費		4 その他の教育費		3 高等学校費		2 中学校費		1 生活保護費	
市部人口		幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数		人口		生徒数		教職員数	
一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき	
九、四五〇		七二五、〇〇〇		五、六四〇		七五、七〇〇		六、五四五、〇〇〇	
								一〇、一四八、〇〇〇	
								一、一一三、〇〇〇	
								四二、〇〇〇	
								一一、五七三、〇〇〇	
								八九三、〇〇〇	

2	社会福祉費	人口	一人につき	二七、七〇〇
3	保健衛生費	人口	一人につき	八、三一〇
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	六九、八〇〇
5	清掃費	七十五歳以上人口	一人につき	八〇、五〇〇
五	産業経済費	人口	一人につき	五、〇二〇
1	農業行政費	農家数	一戸につき	九〇、五〇〇
2	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	四七一、〇〇〇
3	商工行政費	人口	一人につき	一、三五〇
六	総務費			
1	徴税費	世帯数	一世帯につき	四、一五〇
2	戸籍住民基本	戸籍数	一籍につき	一、一二〇



台帳費			
3	地域振興費	世帯数	一世帯につき 二、〇一〇
		人口	一人につき 一、七四〇
		面積	一平方キロメートルにつき 一、〇二五、〇〇〇
七	災害復旧費	災害復旧事業費の 財源に充てるため 発行について同意 又は許可を得た地 方債に係る元利償 還金	千円につき 九五〇
八	辺地対策事業債 償還費	辺地対策事業費の 財源に充てるため 発行について同意 又は許可を得た地 方債に係る元利償 還金	千円につき 八〇〇
九	補正予算債償還 費	平成四年度から平 成十年度までの各 年度において国の	千円につき 八〇〇

補正予算等に係る 事業費の財源に充 てるため発行を許 可された地方債に 係る元利償還金	平成十四年度及び 平成十六年度から 令和三年度までの 各年度において国 の補正予算等に係 る事業費の財源に 充てるため発行に ついて同意又は許 可を得た地方債の 額	十 地方税減収補填 債償還費 地方税の減収補填 のため平成十五年 度及び平成十七年 度から令和三年度 までの各年度にお いて特別に発行に ついて同意又は許 可を得た地方債の 額
千円につき	千円につき	
三一	一八	

<p>十一 財源対策債償還費</p>	<p>平成十三年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>千円につき</p>	<p>三一</p>
<p>十二 減税補填債償還費</p>	<p>個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>千円につき</p>	<p>六〇</p>
<p>十三 臨時財政対策債償還費</p>	<p>臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度まで</p>	<p>千円につき</p>	<p>六〇</p>

別表第二道府県の項中「九、七七〇」を「九、一〇〇」に、「一、一三三、〇〇〇」を「一、〇九三、

<p>十四 東日本大震災 全国緊急防災施策 等償還費</p>	<p>の各年度において 特別に起こすこと ができることとさ れた地方債の額</p>	<p>千円につき</p>	<p>一〇二</p>
<p>十五 国土強靱化施 策償還費</p>	<p>令和元年度から令 和三年度までの各 年度において国土 強靱化施策に要す る費用に充てるた め発行について同 意又は許可を得た 地方債の額</p>	<p>千円につき</p>	<p>一</p>

〇〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一九、〇〇〇」を「二七、七〇〇」に、「二、二七九、〇〇〇」を「二、二二〇、〇〇〇」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「令和三十六年度」を「令和三十五年度」に、「三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十九兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円」に、「令和四年度」を「令和五年度」に、「二十六兆二千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項の表中

千億円	令和四年度
を削り、	「三千億円」を「五千億円」

に改める。

附則第五条中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「附則第四条第二号及び第四号」を「附則第四条第一項第二号」に、「二千五百億円を加算した額から同条第八号」を「から同項第六号」に改め、

同条第二項中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第三項中「令和四年度から令和二十六年度まで」を「令和五年度から令和二十六年度まで」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

年 度	金 額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	四百五十五億円
令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円

附則第九条第三項第二号中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十条第一項中「第二条第三項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前項に規定するもののほか、」を削り、「地方公共団体金融機構法」の下に「(平成十九年法律第六十四号)」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第十一条第二項並びに第十二条の四第一項及び第三項中「及び第四項」を削る。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「都民税を含む。以下同じ」を「都民税を含む。第三条において同じ」に、「区民税を含む。以下同じ」を「区民税を含む。同条において同じ」に、「控除(次条第二項及び)」を「控除(」に改め、「自動車税の環境性能割の収入が同法附則第十二条の二の十第二項の規定による非課税及び同法附則第十二条の二の十二第二項の規定による税率の特例(次条第二項及び第三条の二において「自動車税税率特

例等」という。)により減少すること並びに軽自動車税の環境性能割の収入が同法附則第二十九条の八の二の規定による非課税及び同法附則第二十九条の十八第三項の規定による税率の特例(次条第二項及び第三条の三において「軽自動車税税率特例等」という。)により減少すること」を削る。

第二条第二項から第四項までを削る。

第三条の見出しを「(地方特例交付金の額)」に改め、同条中「個人住民税減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「個人住民税減収補填特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改める。

第三条の二及び第三条の三を削る。

第四条第一項中「第二条第四項」を「前条第二項」に改める。

第五条第一項の表四月の項中「個人住民税減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「個人住民税減収補填特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、同条第二項中「第二条第四項」を「第三条第二



項」に、「同条第一項」を「同法第二条」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

### (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和四年度分の地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

### (令和四年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 令和四年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額と

して総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和四年度の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、令和四年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2 令和四年度分の地方特例交付金に限り、新特例交付金法第五条第一項の規定の適用については、同項の表四月の項中「地方特例交付金の額」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下こ

の表において「旧法」という。）第二条第二項に規定する個人住民税減収補填特例交付金の額」と、「地方特例交付金総額に」とあるのは「旧法第三条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額に」とする。

## 理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改革等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	58
三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（第三条関係）	63

# 地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

	道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測 定 単 位	
<p><b>（測定単位及び単位費用）</b></p> <p><b>第十二条</b> 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>	<p>八 補正予算償還費</p>	<p>一〇七 略</p>	<p>平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p>	<p>平成十四年度及び平成十</p>	<p><b>（測定単位及び単位費用）</b></p> <p><b>第十二条</b> 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>
<p><b>（測定単位及び単位費用）</b></p> <p><b>第十二条</b> 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>	<p>八 補正予算償還費</p>	<p>一〇七 略</p>	<p>平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p>	<p>平成十三年、平成十四年度及び平成十</p>	<p><b>（測定単位及び単位費用）</b></p> <p><b>第十二条</b> 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>

十三 東日本大震	十二 臨時財政対策債償還費	十一 減税補填償還費	十 財源対策債償還費	九 地方税減収補填債償還費	六年度から令和三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
平成二十四年度から令和三年度までの各	額 臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	額 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	額 平成十四年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	額 地方税の減収補填のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	額 六年度から令和三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
十三 東日本大震	十二 臨時財政対策債償還費	十一 減税補填償還費	十 財源対策債償還費	九 地方税減収補填債償還費	六年度から令和二年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
平成二十三年度から令和二年度までの各	額 臨時財政対策のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	額 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	額 平成十三年度から令和二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	額 地方税の減収補填のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	額 六年度から令和二年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

	<p>災全国緊急防災 施策等償還費</p> <p>十四 国土強<sup>じん</sup>靱化 施策償還費</p>	<p>年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>令和元年度から令和三年度までの各年度 において国土強<sup>じん</sup>靱化施策に要する費用に 充てるため発行について同意又は許可を 得た地方債の額</p>	市町村	<p>一〇 略</p> <p>九 補正予算償還 費</p>	<p>平成四年度から平成十年度までの各年度 において国の補正予算等に係る事業費の 財源に充てるため発行を許可された地方 債に係る元利償還金</p> <p>平成十四年度及び平成十 六年度から令和三年度までの各年度にお いて国の補正予算等に係る事業費の財源 に充てるため発行について同意又は許可 を得た地方債の額</p>
	<p>十 地方税減収補 填償還費</p>	<p>地方税の減収補填のため平成十五年度及 び平成十七年度から令和三年度までの各 年度において特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額</p>		<p>十一 財源対策債 償還費</p>	<p>平成十三年度から令和三年度までの各年 度の財源対策のため当該各年度において</p>

	<p>災全国緊急防災 施策等償還費</p> <p>十四 国土強<sup>じん</sup>靱化 施策償還費</p>	<p>年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>令和元年度及び令和二年度 において国土強<sup>じん</sup>靱化施策に要する費用に 充てるため発行について同意又は許可を 得た地方債の額</p>	市町村	<p>一〇 略</p> <p>九 補正予算償還 費</p>	<p>平成四年度から平成十年度までの各年度 において国の補正予算等に係る事業費の 財源に充てるため発行を許可された地方 債に係る元利償還金</p> <p>平成十三年度、平成十四年度及び平成十 六年度から令和二年度までの各年度にお いて国の補正予算等に係る事業費の財源 に充てるため発行について同意又は許可 を得た地方債の額</p>
	<p>十 地方税減収補 填償還費</p>	<p>地方税の減収補填のため平成十五年度か ら令和二年度 までの各 年度において特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額</p>		<p>十一 財源対策債 償還費</p>	<p>平成十三年度から令和二年度までの各年 度の財源対策のため当該各年度において</p>



3	2 略	
		<p>十二 減税補填債償還費</p> <p>個人<small>の</small>市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>
3	2 略	<p>十三 臨時財政対策債償還費</p> <p>臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>
		<p>十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費</p> <p>平成二十四年度から令和三年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
3	2 略	<p>十五 国土強靱化施策債償還費</p> <p>令和元年度から令和三年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>

前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて

3	2 略	
		<p>十二 減税補填債償還費</p> <p>個人<small>の</small>市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>
3	2 略	<p>十三 臨時財政対策債償還費</p> <p>臨時財政対策のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>
		<p>十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費</p> <p>平成二十三年度から令和二年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
3	2 略	<p>十五 国土強靱化施策債償還費</p> <p>令和元年度及び令和二年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>

前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて

、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一〇三十九 略 四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。） (2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変	千円

、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一〇三十九 略 四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。） (2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変	千円

四十一・四十二略	動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金	(3) (6) 略
四十三	平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額	平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度に
に係る事		千円

四十一・四十二略	動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金	(3) (6) 略
四十三	平成十四年度及び平成十六年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額	平成十四年度及び平成十六年度から令和二年度までの各年度に
に係る事		千円

業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	四十四 地方税の減収補填のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の減収補填のため、平成十四年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四
	千円

業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	四十四 地方税の減収補填のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の減収補填のため、平成十三年度及び平成十四年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額並びに平成十五年度から令和二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四
	千円

<p>債の額 得た地方 は許可を て同意又 行につい において発 各年度に ため当該 源対策の 年度の財 までの各 和三年度 度から令 成十三 四十五平</p>	<p>項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の減収補填のため平成十五年度及び平成十七年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p> <p>(2) 略</p> <p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p>	<p>千円</p>
--	--	-----------

<p>債の額 得た地方 は許可を て同意又 行につい において発 各年度に ため当該 源対策の 年度の財 までの各 和二年度 度から令 成十三 四十五平</p>	<p>項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の減収補填のため平成十五年度から令和二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p> <p>(2) 略</p> <p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p>	<p>千円</p>
--	--	-----------

四十六 個

(1) (4) 略

千円

四十六 個

(1) (4) 略

千円

人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすこと

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条の規定により平成十四年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 略

人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすこと

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条の規定により平成十三年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 略

四十七 臨 時財政対 策のため 平成十四 年度から 令和三年 度までの 各年度に おいて特 別に起こ すことが できるこ ととされ た地方債 の額	四十八 平 成二十四 年度から 令和三年	<p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により 平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(2) 略</p> <p>(9) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度及び令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>	千円
<p>ができる こととさ れた地方 債の額</p>	<p>四十七 臨 時財政対 策のため 平成十四 年度から 令和三年 度までの 各年度に おいて特 別に起こ すことが できるこ ととされ た地方債 の額</p>	<p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により 平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(2) 略</p> <p>(9) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度及び令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>	千円

四十七 臨 時財政対 策のため 平成十三 年度から 令和二年 度までの 各年度に おいて特 別に起こ すことが できるこ ととされ た地方債 の額	四十八 平 成二十三 年度から 令和二年	<p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(2) 略</p> <p>(9) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>	千円
<p>ができる こととさ れた地方 債の額</p>	<p>四十七 臨 時財政対 策のため 平成十三 年度から 令和二年 度までの 各年度に おいて特 別に起こ すことが できるこ ととされ た地方債 の額</p>	<p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(2) 略</p> <p>(9) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>	千円

<p>度までの各年度において東日本大震災      急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>四十九 令和元年度から令和三年度までの各年度において国土強      化施策</p>	<p>て東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十四年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十四年度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p> <p>(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（(1)に掲げるものを除く。）</p>	<p>千円</p>
--	---	--	-----------

<p>度までの各年度において東日本大震災      急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>四十九 令和元年度及び令和二年      度において国土強      化施策</p>	<p>て東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p> <p>(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年から令和二年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（(1)に掲げるものを除く。）</p>	<p>千円</p>
--	---	--	-----------



に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地
方債の額

4～6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
八	一～七 略	八 補正予算償還費	平成十四年度及び平成十六年度	種別補正

に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地
方債の額

4～6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
八	一～七 略	八 補正予算償還費	平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度	種別補正

九 地方税減収補填償還費	から令和三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
十 財源対策債償還費	平成十四年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において	種別補正

九 地方税減収補填償還費	から令和二年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
十 財源対策債償還費	平成十三年度から令和二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において	種別補正

十一 減税補填債  
償還費

て発行について  
同意又は許可を  
得た地方債の額  
個人の道府県民  
個人に係る特別減  
税に係る特別減  
税等による平成  
六年度から平成  
八年度まで及び  
平成十四年度か  
ら平成十八年度  
までの各年度の  
減収を補填する  
ため当該各年度  
において特別に  
起こすことがで  
きることとされ  
た地方債の額

種別補正

十二 臨時財政対  
策債償還費

臨時財政対策の  
ため平成十四年  
度から令和三年  
度までの各年度  
において特別に  
起こすことがで  
きることとされ  
た地方債の額

種別補正

十一 減税補填債  
償還費

て発行について  
同意又は許可を  
得た地方債の額  
個人の道府県民  
個人に係る特別減  
税に係る特別減  
税等による平成  
六年度から平成  
八年度まで及び  
平成十三年度か  
ら平成十八年度  
までの各年度の  
減収を補填する  
ため当該各年度  
において特別に  
起こすことがで  
きることとされ  
た地方債の額

種別補正

十二 臨時財政対  
策債償還費

臨時財政対策の  
ため平成十三年  
度から令和二年  
度までの各年度  
において特別に  
起こすことがで  
きることとされ  
た地方債の額

種別補正

市町村			
一〇七略			
	<p>十三 東日本大震災          災全国緊急防災          施策等償還費</p> <p>十四 国土強靱化          施策償還費</p>	<p>平成一四年度から令和三年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>平成二四年度から令和三年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>きることとされた地方債の額</p> <p>種別補正</p> <p>種別補正</p>

市町村			
一〇七略			
	<p>十三 東日本大震災          災全国緊急防災          施策等償還費</p> <p>十四 国土強靱化          施策償還費</p>	<p>平成二三年度から令和二年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>令和元年度及び令和二年度において          国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>きることとされた地方債の額</p> <p>種別補正</p> <p>種別補正</p>

八 補正予算債償 還費	平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
九 地方税減収補 填債償還費	地方税の減収補填のため平成十五年及び平成十七年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
十 財源対策債償	平成十三年度か	種別補正

八 補正予算債償 還費	平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度から令和二年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
九 地方税減収補 填債償還費	地方税の減収補填のため平成十五年及び令和二年 度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
十 財源対策債償	平成十三年度か	種別補正

還費	十一 減税補填債	償還費	十二 臨時財政対策債償還費
令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことがで	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことがで	臨時財政対策のため平成十四年
種別補正	種別補正		種別補正

還費	十一 減税補填債	償還費	十二 臨時財政対策債償還費
令和二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことがで	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことがで	臨時財政対策のため平成十三年
種別補正	種別補正		種別補正

十三 東日本大震	度から令和三年 度までの各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額	種別補正
災全国緊急防災 施策等償還費	平成二十四年度 から令和三年度 までの各年度に おいて東日本大 震災全国緊急防 災施策等に要す る費用に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
十四 国土強靱化 施策償還費	令和元年度から 令和三年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発	種別補正

十三 東日本大震	度から令和二年 度までの各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額	種別補正
災全国緊急防災 施策等償還費	平成二十三年度 から令和二年度 までの各年度に おいて東日本大 震災全国緊急防 災施策等に要す る費用に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
十四 国土強靱化 施策償還費	令和元年度及び 令和二年度 において 国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発	種別補正

6  
～  
12  
略

行について同意  
又は許可を得た  
地方債の額

附則

(令和四年度分の交付税の総額の特例)

第四条 令和四年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第

一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号から第六号まで

に掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に對して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための九百二十九億三千八百七十六万三千円を加算した額とする。

一 略

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)第

一条の規定による改正前の地方交付税法(以下「旧法」という。)附則

第四条の二第一項 の規定において令和四年度分の交付税の総

額に加算することとされていた額 百五十四億円

(削る)

(削る)

6  
～  
12  
略

行について同意  
又は許可を得た  
地方債の額

附則

(令和三年度分の交付税の総額の特例)

第四条 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第

一号から第五号までに掲げる額の合算額に四千億円を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に對して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円を加算した額とする。

一 略

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第八号)第

一条の規定による改正前の地方交付税法(以下「旧法」という。)附則

第四条の二第一項及び第四項の規定において令和三年度分の交付税の総

額に加算することとされていた額 二千二百四十六億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において令和三年度分の交付税の総

額に加算することとされていた額 二千五百億円

四 令和三年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の

合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策の特例加算額



三 令和四年度における借入金の額に相当する額 二十九兆六千二百二十億九千五百四十万八千円

四 令和三年度における借入金の額に相当する額 三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円

五 令和四年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百九億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和四年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千円

2 令和四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

（令和五年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 令和五年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和五年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一兆七千六百六十八億九千九百十七万二千元

五 令和三年度における借入金の額に相当する額 三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円

六 令和二年度における借入金の額に相当する額 三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円

七 令和三年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百六十億円

八 旧法附則第四条の二第五項の規定において令和三年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 三千四億四千二百四十八万二千元

（令和四年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 令和四年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和四年度から令和三十七年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一〇三略

3 令和五年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	四百五十五億円
令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額

一〇三略

3 令和四年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四

、地方交付税法等の一部を改正する法律

(令和二年法律第六号) 第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する

法律(令和三年法律第八号) 第一条の規定による改正前の地方交付税法附

則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和五年度から令和二十六年  
度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の  
総額は、令和五年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定に  
よる額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十  
二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千六百十六億八  
百二十七万六千円を、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規  
定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和十五年度か  
ら令和二十五年までの各年度にあつては第二項の規定による額から九百  
八十二億六千七百六十九万四千円を、令和二十六年にあつては同項の規  
定による額から九百八十二億六千七百七十万二千円をそれぞれ減額した額  
とする。

5 令和五年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の  
総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定す  
る当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交  
付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであった額を超え  
て交付された額のうち千七百九十六億六千八百八十八万円及び令和元年度にお  
いて交付すべきであった額を超えて交付された額である四千八百一十一億八  
百七十八万二千円について、令和五年度から令和八年度までの各年度にあ  
つては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を、令和九年

条第四号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律

(令和二年法律第六号) 第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第  
四条第三号に掲げる額に相当する額及び旧法

附

則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和四年度から令和二十六年  
度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の  
総額は、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定に  
よる額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十  
二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千六百十六億八  
百二十七万六千円を、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規  
定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和十五年度か  
ら令和二十五年までの各年度にあつては第二項の規定による額から九百  
八十二億六千七百六十九万四千円を、令和二十六年にあつては同項の規  
定による額から九百八十二億六千七百七十万二千円をそれぞれ減額した額  
とする。

5 令和四年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の  
総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定す  
る当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交  
付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであった額を超え  
て交付された額である二千二百四十五億八千六十万円及び令和元年度にお  
いて交付すべきであった額を超えて交付された額である四千八百一十一億八  
百七十八万二千円について、令和四年度から令和八年度までの各年度にあ  
つては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を、令和九年

度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八十八万円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八十八万円をそれぞれ減額する。

6  
略

(削る)

(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)

度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八十八万円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八十八万円をそれぞれ減額する。

6  
略

(令和四年度における臨時財政対策の特例加算)

第四条の三 令和四年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額

の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債(第一号において「臨時財政対策債」という。)で令和四年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの(発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる)と認められるものを含む。)の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十七号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る令和四年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)

**第六条**

令和四年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき 五二〇円
市町村	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき 七六〇円

2 略

(令和四年度分)

算定方法の特例)

の交付税に係る基準財政需要額の

**第六条の二 令和四年度分**

及び市町村の基準財政需要額は、  
及び市町村の基準財政需要額は、  
より算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額

とする。

**第六条**

令和三年度及び令和四年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき 五二〇円
市町村	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき 七六〇円

2 略

(令和三年度及び令和四年度の各年度分の交付税に係る基準財政需要額の

算定方法の特例)

**第六条の二 令和三年度及び令和四年度の各年度分**

及び市町村の基準財政需要額は、令和三年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 九千五百四十三億四千百十六万三千円 　　に当該道府県の控除前財源不足額（

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 八千二百六十一億四千六百八万二千円 　　に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和三年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度

一 三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円に当該道府県の控除前財源不足額（第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 二兆二千三百七十五億九千六百八十八万八千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和二年度における基準財政収入額を旧法

附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度

の基準財政需要額で除して得た数値

四| 平成三十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五| 平成二十九年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削る）

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した

この条の規定の

適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（令和四年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 令和四年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき

の基準財政需要額で除して得た数値

三| 平成三十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四| 平成二十九年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五| 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（令和三年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 令和三年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき

普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。次号において「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二

普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「令和二年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二



十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。））、

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。次号において「令和四年所得税法等改正

十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。））及び

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）の施行

法」という。)の施行による個人の道府県民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四

による個人の道府県民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四

年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として

年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として

総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所

総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法  
の施行による固定資産税に係る令和三年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和三年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所

得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法及び令和四年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行によ

得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法

の施行による個人の市町村民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法  
の施行による固定資産税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行によ

る軽自動車税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)

第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から令和十三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合には、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地

る軽自動車税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)

第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から令和三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合には、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地

方公共団体に対して交付すべき令和四年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でない認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和四年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和四年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び令和四年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための九百二十九億三千八百七十六万三千元の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和四年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和四年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(令和四年度震災復興特別交付税額の一部の令和五年度における交付等)

第十二条 令和四年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和四年度震

方公共団体に対して交付すべき令和三年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でない認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和三年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)、令和三年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び一兆五千億円の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額に一兆五千億円を加算した額とし、令和三年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、令和三年度震災復興特別交付税額及び一兆五千億円の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(令和三年度震災復興特別交付税額の一部の令和四年度における交付等)

第十二条 令和三年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和三年度震

災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和四年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和四年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和五年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和四年度震災復興特別交付税額の一部を令和五年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和五年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和五年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額及び同項の規定により加算された令和四年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和三年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和三年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和三年度震災復興特別交付税額の一部を令和四年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和三年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和四年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和三年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和四年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額及び同項の規定により加算された令和三年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）



**第十三条** 令和四年度及び令和五年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額を、令和五年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和四年度及び令和五年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

**第十四条** 令和四年度及び令和五年度における第十六条第一項の規定の適用

**第十三条** 令和三年度及び令和四年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和三年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を、令和四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和三年度及び令和四年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

**第十四条** 令和三年度及び令和四年度における第十六条第一項の規定の適用

については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和四年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和三年度において交付された額を控除した額」と、令和五年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額のうち令和四年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

**第十五条** 令和四年度及び令和五年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2  
略

については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和三年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額のうち令和二年度において交付された額を控除した額」と、令和四年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和三年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

**第十五条** 令和三年度及び令和四年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2  
略

3 令和六年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人に 八、四四〇、〇〇〇 円
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルに 一三五、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルに 一、九五〇、〇〇〇

3 令和五年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人に 八、五三四、〇〇〇 円
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルに 一三六、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルに 一、九五八、〇〇〇

2	河川費	河川の延長	一キロ	一八四、〇〇〇
3	港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二八、九〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、四六〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、二〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、〇五〇
4	その他の人口		一人につき	一、二四〇
	土木費			
三	教育費			
1	小学校費	教職員数	一人につき	六、〇四一、〇〇〇
2	中学校費	教職員数	一人につき	五、九四三、〇〇〇

2	河川費	河川の延長	一キロ	一八七、〇〇〇
3	港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二九、〇〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、六四〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、二〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、二三〇
4	その他の人口		一人につき	一、二五〇
	土木費			
三	教育費			
1	小学校費	教職員数	一人につき	六、〇四〇、〇〇〇
2	中学校費	教職員数	一人につき	六、〇八九、〇〇〇

3 高等学校 費		4 特別支援 学校費		5 その他の 教育費		四 厚生労働費		2 社会福祉 費		3 衛生費	
教職員数	生徒数	教職員数	学級数	人口	高等専門学 校及び大学 の学生の数	私立の学校 の幼児、児 童及び生徒 の数	町村部人口	人口	人口	人口	
一人に	一人に	一人に	一学級 につき	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	
六、六六六、〇〇〇	五九、三〇〇	五、五九七、〇〇〇	二、一九八、〇〇〇	三、三八〇	二一、〇〇〇	三〇五、五四〇	九、四四〇	一九、七〇〇	一四、九〇〇		

3 高等学校 費		4 特別支援 学校費		5 その他の 教育費		四 厚生労働費		2 社会福祉 費		3 衛生費	
教職員数	生徒数	教職員数	学級数	人口	高等専門学 校及び大学 の学生の数	私立の学校 の幼児、児 童及び生徒 の数	町村部人口	人口	人口	人口	
一人に	一人に	一人に	一学級 につき	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	
六、七〇八、〇〇〇	五九、五〇〇	五、八三〇、〇〇〇	二、二〇七、〇〇〇	三、三六〇	二一、〇〇〇	三〇一、一四〇	九、四八〇	一九、四〇〇	一五、三〇〇		

六 総務費		五 産業経済費		四 高齢者保 健福祉費	
1 徴税費	世帯数	1 農業行政 農家数	人口	上人口	六十五歳以 上人口
一世帯 につき		一戸に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき
五、七〇〇		一一五、〇〇〇	四二七	九一、八〇〇	五五、七〇〇
六 総務費		五 産業経済費		四 高齢者保 健福祉費	
3 水産行政 費	水産業者数	2 林野行政 費	人口	上人口	六十五歳以 上人口
一人に つき		公有以外の 林野の面積 タール につき	一人に つき	一人に つき	一人に つき
三五八、〇〇〇		一ヘク 一五、四〇〇	一人に つき	一人に つき	一人に つき
六 総務費		五 産業経済費		四 高齢者保 健福祉費	
4 商工行政 費	人口	1 農業行政 農家数	人口	上人口	六十五歳以 上人口
一人に つき		一戸に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき
二、〇一〇		一一六、〇〇〇	四四〇	一〇〇、〇〇〇	五八、三〇〇
六 総務費		五 産業経済費		四 高齢者保 健福祉費	
1 徴税費	世帯数	2 林野行政 費	人口	上人口	六十五歳以 上人口
一世帯 につき		公有以外の 林野の面積 タール につき	一人に つき	一人に つき	一人に つき
五、九八〇		一ヘク 一五、四〇〇	一人に つき	一人に つき	一人に つき
六 総務費		五 産業経済費		四 高齢者保 健福祉費	
3 水産行政 費	水産業者数	1 農業行政 農家数	人口	上人口	六十五歳以 上人口
一人に つき		一戸に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき
三六〇、〇〇〇		一一六、〇〇〇	四四〇	一〇〇、〇〇〇	五八、三〇〇

2 恩給費	3 地域振興費	7 災害復旧費	8 補正予算債償還費
恩給受給権者数	人口	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可さ
一人につき	一人につき	千円につき	千円につき
八五四、〇〇〇	五三六	九五〇	八〇〇

2 恩給費	3 地域振興費	7 災害復旧費	8 補正予算債償還費
恩給受給権者数	人口	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可さ
一人につき	一人につき	千円につき	千円につき
八七九、〇〇〇	五五四	九五〇	八〇〇

年度から令	め平成十四	補填債償還費	九 地方税減収	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国の	の各年度に	三年度まで	度から令和	平成十六年	四年度及び	平成十	つき	千円に	償還金	に係る元利	れた地方債
																					三二		
																						五九	

年度から令	め平成十三	補填債償還費	九 地方税減収	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国の	の各年度に	二年度まで	度から令和	平成十六年	四年度及び	度、平成十	つき	千円に	償還金	に係る元利	れた地方債
																						六〇	
																						三四	



十一 減税補填 債償還費		十 財源対策債 償還費																					
特別減税	県民税に係る特別減税	個人の道府	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	て発行につ	年度におい	ため当該各	財源対策の	の各年度の	三年度まで	度から令和	平成十四年	の額	得た地方債	又は許可を	ついで同意	別に発行に	において特	での各年度	和三年度ま	
																							千円に
	つき	千円に											つき	千円に									三
																							二
																							五

十一 減税補填 債償還費		十 財源対策債 償還費																					
特別減税	県民税に係る特別減税	個人の道府	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	て発行につ	年度におい	ため当該各	財源対策の	の各年度の	二年度まで	度から令和	平成十三年	の額	得た地方債	又は許可を	ついで同意	別に発行に	において特	での各年度	和二年度ま	
																							千円に
	つき	千円に											つき	千円に									五
																							四
																							九

各年度にお	年度までの	から令和三	成十四年度	策のため平	臨時財政対	の額	れた地方債	ることさ	ことができ	別に起す	において特	当該各年度	填するため	の減収を補	での各年度	十八年度ま	平成十四年	度から平成	度まで及び	ら平成八年	成六年度か	等による平
				つき	千円に																	
																						六〇

各年度にお	年度までの	から令和二	成十三年度	策のため平	臨時財政対	の額	れた地方債	ることさ	ことができ	別に起す	において特	当該各年度	填するため	の減収を補	での各年度	十八年度ま	平成十三年	度から平成	度まで及び	ら平成八年	成六年度か	等による平
				つき	千円に																	
																						六〇

費	十四 国土強靱 化施策債償還	令和元年度 千円に	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	での各年度	和三年度ま	償還費	十三 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債	平成二十四 年度から令	地方債の額	ととされた	ができるこ	起こすこと	いて特別に	一〇二
																								年度までの

費	十四 国土強靱 化施策債償還	令和元年度 千円に	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	での各年度	和二年度ま	償還費	十三 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債	平成二十三 年度から令	地方債の額	ととされた	ができるこ	起こすこと	いて特別に	一〇三
																								年度

		市町村			
2	港湾費	1	消防費		
		二	土木費		
		1	道路橋り		
		よう費			
港湾にお	道路の延長	道路の面積	人口	各年度にお	
け	一キロ	千平方	一人に	いて国土強	
一	メートル	メートル	つき	靱化施策に	
メ	メートル	メートル		要する費用	
ー	メートル	メートル		に充てるた	
一	メートル	メートル		め発行につ	
メ	メートル	メートル		いて同意又	
ー	メートル	メートル		は許可を得	
一	メートル	メートル		た地方債の	
メ	メートル	メートル		額	
ー	メートル	メートル			
二	一九〇、〇〇〇	七二、三〇〇	一一、五〇〇	円	
八					
〇					
〇					

		市町村			
2	港湾費	1	消防費		
		二	土木費		
		1	道路橋り		
		よう費			
港湾にお	道路の延長	道路の面積	人口	各年度にお	
け	一キロ	千平方	一人に	いて国土強	
一	メートル	メートル	つき	靱化施策に	
メ	メートル	メートル		要する費用	
ー	メートル	メートル		に充てるた	
一	メートル	メートル		め発行につ	
メ	メートル	メートル		いて同意又	
ー	メートル	メートル		は許可を得	
一	メートル	メートル		た地方債の	
メ	メートル	メートル		額	
ー	メートル	メートル			
二	一九一、〇〇〇	七二、七〇〇	一一、七〇〇	円	
八					
〇					
〇					

6 その他の 人口	5 下水道費 人口	4 公園費 人口		3 都市計画 費								
				都市公園の 面積	域における 人口	の延長	る外郭施設 の延長	漁港におけ る係留施設 の延長	漁港におけ る係留施設 の延長	港湾におけ る外郭施設 の延長	る係留施設 の延長	
一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき
一、三八〇	一〇一	三七、〇〇〇	五二八	九六八				三、五五〇		一〇、〇〇〇		五、四六〇

6 その他の 人口	5 下水道費 人口	4 公園費 人口		3 都市計画 費								
				都市公園の 面積	域における 人口	の延長	る外郭施設 の延長	漁港におけ る係留施設 の延長	漁港におけ る係留施設 の延長	港湾におけ る外郭施設 の延長	る係留施設 の延長	
一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき
一、四三〇	九九	三七、〇〇〇	五三四	九九四				三、七一〇		一〇、二〇〇		五、六四〇

		三 教育費		2 中学校費		3 高等学校費		4 その他の教育費	
		1 小学校費		生徒数	学校数	教職員数	生徒数	人口	認定こども
		児童数	学級数	学校数	学級数	学校数	生徒数	人口	認定こども
		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
		四、五〇〇	八、九三〇	一、一、五七三	一、一、一三〇	一、一、一三〇	七、五七〇	五、六四〇	七、一五〇
				四、二〇〇					

		三 教育費		2 中学校費		3 高等学校費		4 その他の教育費	
		1 小学校費		生徒数	学校数	教職員数	生徒数	人口	認定こども
		児童数	学級数	学校数	学級数	学校数	生徒数	人口	認定こども
		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
		四、五〇〇	九、一二〇	一、〇、八六二	一、一、二九〇	一、一、二九〇	七、六三〇	五、七四〇	六、七四〇
				四、二〇〇					

		四 厚生費		五 産業経済費		3 商工行政	
		1 生活保護	2 社会福祉	3 保健衛生	4 高齢者保健福祉費	5 清掃費	1 農業行政
		市部人口	人口	人口	六十五歳以上人口	七十五歳以上人口	農家数
		もの数	もの数	もの数	もの数	もの数	もの数
		一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
		九、四五〇	二七、七〇〇	八、三一〇	六九、八〇〇	八〇、五〇〇	九〇、五〇〇
		一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
		四七、一〇〇	四七、一〇〇	四七、一〇〇	四七、一〇〇	四七、一〇〇	四七、一〇〇
		一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇

		四 厚生費		五 産業経済費		3 商工行政	
		1 生活保護	2 社会福祉	3 保健衛生	4 高齢者保健福祉費	5 清掃費	1 農業行政
		市部人口	人口	人口	六十五歳以上人口	七十五歳以上人口	農家数
		もの数	もの数	もの数	もの数	もの数	もの数
		一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
		九、四三〇	二七、六〇〇	八、二一〇	七三、四〇〇	八七、四〇〇	九三、八〇〇
		一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
		四〇、一〇〇	四〇、一〇〇	四〇、一〇〇	四〇、一〇〇	四〇、一〇〇	四〇、一〇〇
		一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に
		一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇

		六 総務費		3 地域振興費		七 災害復旧費	
		1 徴税費	2 戸籍住民基本台帳費	人口	面積	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	
		世帯数	戸籍数	一人につき	一平方キロメートル	千円につき	
	つき	一世帯につき	一籍につき	一人につき	一平方キロメートル	千円につき	
		四、一五〇	一、一二〇	一、七四〇	一、〇二五、〇〇〇	九五〇	

		六 総務費		3 地域振興費		七 災害復旧費	
		1 徴税費	2 戸籍住民基本台帳費	人口	面積	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	
		世帯数	戸籍数	一人につき	一平方キロメートル	千円につき	
	つき	一世帯につき	一籍につき	一人につき	一平方キロメートル	千円につき	
		四、三一〇	一、一六〇	一、七七〇	一、〇三七、〇〇〇	九五〇	



八 辺地対策事業債償還費		九 補正予算債償還費	
業費の財源	辺地対策事業債償還費	業費の財源	辺地対策事業債償還費
に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円に	に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円に
八〇〇		八〇〇	
			三二

八 辺地対策事業債償還費		九 補正予算債償還費	
業費の財源	辺地対策事業債償還費	業費の財源	辺地対策事業債償還費
に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円に	に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円に
八〇〇		八〇〇	
			三三



十二 減税補填 債償還費		十一 財源対策 債償還費	
個人 の市町 村民税に 係る 特別減税 等による 平成六年 から平成 八年	千円に つき	平成十三年 から令和 三年まで の各年度 の財源対 策のため 当該各 年度にお いて発行 に付して 同意又は 許可を得 た地方債 の額	千円に つき
	六〇		三二

十二 減税補填 債償還費		十一 財源対策 債償還費	
個人 の市町 村民税に 係る 特別減税 等による 平成六年 から平成 八年	千円に つき	平成十三年 から令和 二年まで の各年度 の財源対 策のため 当該各 年度にお いて発行 に付して 同意又は 許可を得 た地方債 の額	千円に つき
	六〇		五二

十三 臨時財政  
対策債償還費

度まで及び	平成十四年	度から平成	十八年度ま	での各年度	の減収を補	填するため	当該各年度	において特	別に起こす	ことができ	ることとさ	れた地方債	の額	臨時財政対	策のため平	成十四年度	から令和三	年度までの	各年度にお	いて特別に	起こすこと	ができるこ	
														千円に	つき								

六〇

十三 臨時財政  
対策債償還費

度まで及び	平成十三年	度から平成	十八年度ま	での各年度	の減収を補	填するため	当該各年度	において特	別に起こす	ことができ	ることとさ	れた地方債	の額	臨時財政対	策のため平	成十三年度	から令和二	年度までの	各年度にお	いて特別に	起こすこと	ができるこ	
														千円に	つき								

六〇

ととされた 地方債の額	十四 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	平成二十四 年度から令 和三年度ま での各年度 において東 日本大震災 全国緊急防 災施策等に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	十五 国土強靱 化施策債償還 費	令和元年度 千円に	一〇二
	地方債の額	平成二十四 年度から令 和三年度ま での各年度 において東 日本大震災 全国緊急防 災施策等に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	十五 国土強靱 化施策債償還 費	令和元年度 千円に	一〇二

ととされた 地方債の額	十四 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	平成二十三 年度から令 和二年度ま での各年度 において東 日本大震災 全国緊急防 災施策等に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	十五 国土強靱 化施策債償還 費	令和元年度 千円に	一〇三
	地方債の額	平成二十三 年度から令 和二年度ま での各年度 において東 日本大震災 全国緊急防 災施策等に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	十五 国土強靱 化施策債償還 費	令和元年度 千円に	一〇三

別表第二(第十二条第五項関係)

市町村	道府県	種 類	地 方 団 体 の 測 定 単 位	要 す る 費 用 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額
人口 面積	人口 面積		単位費用	
一人につき 一平方キロ メートルに つき	一人につき 一平方キロ メートルに つき		九、一〇〇 円	
一七、七〇〇 円	一、〇九三、〇〇〇 円			

別表第二(第十二条第五項関係)

市町村	道府県	種 類	地 方 団 体 の 測 定 単 位	要 す る 費 用 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額
人口 面積	人口 面積		単位費用	
一人につき 一平方キロ メートルに つき	一人につき 一平方キロ メートルに つき		九、七七〇 円	
一九、〇〇〇 円	一、一三三、〇〇〇 円			

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和四年度から令和三十五年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和四年度にあつては二十九兆六千二百二十二億九千五百四十八千円を、令和五年度から令和十年度までの各年度にあつては二十九兆六千二百二十二億九千五百四十八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十五年度までの各年度にあつては二十五兆六千二百二十二億九千五百四十八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和五年度	五千億円
令和六年度	五千億円
令和七年度	六千億円
令和八年度	七千億円

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和三年度から令和三十六年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和三年度にあつては三十兆千二百二十二億九千五百四十八千円を、令和四年度から令和十年度までの各年度にあつては三十兆千二百二十二億九千五百四十八千円 から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十六年度までの各年度にあつては二十六兆二千二百二十二億九千五百四十八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和四年度	千億円
令和五年度	三千億円
令和六年度	五千億円
令和七年度	六千億円
令和八年度	七千億円

令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円

2・3 略

(交付税特別会計における一時借入金の子の繰入れの特例)

**第五条** 令和四年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

**第九条** 令和四年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号に掲げる額を加算した額から同項第六号に掲げる額を減額した額とする。

2 令和五年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和五年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和五年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる

令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円

2・3 略

(交付税特別会計における一時借入金の子の繰入れの特例)

**第五条** 令和三年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

**第九条** 令和三年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号及び第四号に掲げる額を加算した額に二千五百億円を加算した額から同条第八号に掲げる額を減額した額とする。

2 令和四年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和四年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる



額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十五年までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とし、令和二十六年にあつては同項の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	四百五十五億円
令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和五年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八万二千円

三〇五 略

(交付税特別会計における繰入れの特例)

額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十五年までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とし、令和二十六年にあつては同項の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和四年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八万二千円

三〇五 略

(交付税特別会計における繰入れの特例)

**第十条** 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

2 略

(削る)

3 令和二年度から令和六年度までの各年度に

においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

**第十一条** 略

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

**第十条** 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第三項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

2 略

3 令和四年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

4 前項に規定するもののほか、令和二年度から令和六年度までの各年度に

においては、地方公共団体金融機構法 附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

**第十一条** 略

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項及び第四項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項

に規定するもののほか、平成三  
十年年度から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則  
第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別  
会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設  
等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）附則第四条  
第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合  
に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金  
に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところ  
により、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができ  
る。

2 略

3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項 の規

定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及  
び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投  
融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

第十二条の四 附則第十条第三項及び第四項に規定するもののほか、平成三

十年年度から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則  
第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別  
会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設  
等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）附則第四条  
第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合  
に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金  
に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところ  
により、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができ  
る。

2 略

3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項及び第四項の規

定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及  
び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投  
融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

改正案

現行

（趣旨）

**第一条** この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。第三条において同じ。）の所得割及び個人の市町村民税（区民税を含む。同条において同じ。）の所得割の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（第三条）において「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること

（趣旨）

**第一条** この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）の所得割及び個人の市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の所得割の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（次条第二項及び第三条において「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること、自動車税の環境性能割の収入が同法附則第十二条の二十第二項の規定による非課税及び同法附則第十二条の二十二第二項の規定による非課税及び同法附則第十二条の二十二第二項の規定による税率の特例（次条第二項及び第三条の二において「自動車税率特例等」という。）により減少すること並びに軽自動車税の環境性能割の収入が同法附則第二十九条の八の二の規定による非課税及び同法附則第二十九条の十八第三項の規定による税率の特例（次条第二項及び第三条の三において「軽自動車税率特例等」という。）により減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

に伴う地方公

団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

（地方特例交付金の交付）

第二条 略

(削る)

(削る)

(削る)

第二条 略

2 地方特例交付金の種類は、個人住民税減収補填特例交付金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）、「自動車税減収補填特例交付金（自動車税の環境性能割の自動車税率特例等による減収額を埋めるために令和元年度から令和三年度までの各年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び軽自動車税減収補填特例交付金（軽自動車税の環境性能割の軽自動車税率特例等による減収額を埋めるために令和元年度から令和三年度までの各年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額（令和元年度から令和三年度までの各年度にあつては、当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における第三条の二第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額及び当該年度における第三条の三第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額）とする。

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額（令和元年度から令和三年度までの各年度にあつては、当該額に当該年度において第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額及び当該年度において第三条の三第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額）とする。

(地方特例交付金の額)

第三条 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の

総額は

、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「地方特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交

付金の額は、地方特例交付金総額を、総務

省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（各都道府県にあつては当該年度の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあつては当該年度の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

(削る)

(個人住民税減収補填特例交付金の額)

第三条 毎年度分として交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の総額は

、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「個人住民税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき個人住民税

減収補填特例交付金の額は、個人住民税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（各都道府県にあつては当該年度の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあつては当該年度の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

(自動車税減収補填特例交付金の額)

第三条の二 令和元年度から令和三年度までの各年度分として交付すべき自

動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 令和元年度から令和三年度までの各年度分として各都道府県に対して交

付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付

金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額（自動車税税率特例等による当該年度分の自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3 令和元年度から令和三年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一 当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第一百七十七条の六第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の四十七に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村が管理する市町村道の延長及び面積（同項に規定する市町村道の延長及び面積をいう。）により按分した額

二 当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第一百七十七条の六第二項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の三十五に相当する額に、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に存する一般国道等の延長及び面積（同項に規定する一般国道等の延長及び面積をいう。以下この号において同じ。）のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じ

(削る)

て得た額

(軽自動車税減収補填特例交付金の額)

第三条の三 令和元年度から令和三年度までの各年度分として交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額(以下「軽自動車税減収補填特例交付金総額」という。)とする。

2 令和元年度から令和三年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額は、軽自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の軽自動車税減収見込額(軽自動車税税率特例等による当該年度分の軽自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額とする。

(算定の時期等)

第四条 総務大臣は、第二条第四項の規定により交付すべき地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 略

(地方特例交付金の交付時期)

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地

(算定の時期等)

第四条 総務大臣は、前条第二項の規定により交付すべき地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 略

(地方特例交付金の交付時期)

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地



方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額に当該年度の地方特例交付金総額の前年度の地方特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額

(削る)

方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する個人住民税減収補填特例交付金の額に当該年度の個人住民税減収補填特例交付金総額の前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額

2

令和元年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「個人住民税減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額」とあるのは「前年度の地方特例交付金の総額」とし、令和二年度及び令和三年度の各年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額に、都道府県にあつては、前年度の当該都道府県に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を、市町村にあつては、前年度の当該市町村に対する自動車税減

2 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前項の規定により難しい場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 地方公共団体が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項

収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の合算額を、それぞれ加算した額」とする。

3 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前二項の規定により難しい場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項

中「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道府県の地方特  
例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号  
）第二条 に規定する地方特例交付金（以下この項において「地方特  
例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事  
業譲与税」と、「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七  
十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百  
分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」  
と、「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」  
とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五  
の額、当該指定市の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。

2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準  
財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の  
適用については、当分の間、同項の表道府県の項中

「 十一 市町村た ばこ税都道府 県交付金	当該道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等
--------------------------------	---------------------------------------

とあるのは

「 十一 市町村た ばこ税都道府 県交付金	当該道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等
十一の二 地方 特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政 の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十 七号） <u>第三条第二項</u> の規定により算定した同法

中「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道府県の地方特  
例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号  
）第二条第一項に規定する地方特例交付金（以下この項において「地方特  
例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事  
業譲与税」と、「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七  
十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百  
分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」  
と、「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」  
とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五  
の額、当該指定市の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。

2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準  
財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の  
適用については、当分の間、同項の表道府県の項中

「 十一 市町村た ばこ税都道府 県交付金	当該道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等
--------------------------------	---------------------------------------

とあるのは

「 十一 市町村た ばこ税都道府 県交付金	当該道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等
十一の二 地方 特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政 の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十 七号） <u>第二条第四項</u> の規定により算定した同条

<p>第二条に規定する地方特例交付金（市町村の項第十五号の二において「地方特例交付金」という。）の額</p>	<p>と、同項の表市町村の項中</p> <p>「十五 環境性能割交付金</p> <p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p>	<p>とあるのは</p> <p>「十五 環境性能割交付金</p> <p>十五の二 地方特例交付金</p> <p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p> <p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第二項の規定により算定した地方特例交付金の額</p>
<p>第一項に規定する地方特例交付金（市町村の項第十五号の二において「地方特例交付金」という。）の額</p>	<p>と、同項の表市町村の項中</p> <p>「十五 環境性能割交付金</p> <p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p>	<p>とあるのは</p> <p>「十五 環境性能割交付金</p> <p>十五の二 地方特例交付金</p> <p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p> <p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第四項の規定により算定した地方特例交付金の額</p>

地方交付税法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	9

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

（交付税の総額）

第六条 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額の百分の十九・五並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の十九・五並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（特別交付税の額の変更等）

第六条の三 略

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

（普通交付税の額の算定）

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×（（財源不足額の合算額－普通交付税の総額）／基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額）

3～6 略

（基準財政需要額の算定方法）

第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

（基準財政収入額の算定方法）

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した法人事業税交付金の交付見込額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額からゴルフ場利用税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、指定市

を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から軽油引取税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第一百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該道府県の市町村たばこ税都道府県交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（次項及び第三項において「都道府県交付金」という。）の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額



の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額)とする。

2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号に規定する標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率(同法第七十二条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十四の七第九項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする。)、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金にあつては国有資産等所在市町村交付金法第三条第一項に規定する率の百分の七十五に相当する率、市町村交付金にあつては同項に規定する率の百分の七十五に相当する率とする。

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎により、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県の種類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎
道府県	一 道府県民税	
	1 均等割	前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数
	2 所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
	3 法人税割	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
4 利子割	前年度の利子割の課税標準等の額	

	5 配当割	前年度の配当割の課税標準等の額
	6 株式等譲渡所得割	前年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額
	二 事業税	
	1 個人の行う事業に対する事業税	前年度分の個人の事業税の課税の基礎となつた課税標準の数値及び納税義務者数
	2 法人の行う事業に対する事業税	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値
	三 地方消費税	
	1 譲渡割	前年度の譲渡割の課税標準等の額
	2 貨物割	前年度の貨物割の課税標準等の額
	四 不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
	五 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
	六 ゴルフ場利用税	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
	七 軽油引取税	前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量
	八 自動車税	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車（地方税法第百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この号において同じ。）の取得件数
	1 環境性能割	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数
	2 種別割	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿に登録されている鉱区の面積（地方税法附則第十三条に規定する鉱区にあつては、当該鉱区に係る河床の延長）及び日本国と
九 鉱区税		

十 固定資産税

大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚<sup>だな</sup>の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条に規定する特定鉱業原簿に登録されている共同開発鉱区の面積

当該道府県の区域内における地方税法第三百四十九条の四に規定する大規模の償却資産又は同法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産で同法第七百四十条の規定により当該道府県が固定資産税を課することができるものに係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額の合計額から同法第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定により市町村が課することができる固定資産税の課税標準額を控除した額

当該道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

十一 市町村たばこ税都道府県交付金

前年度の特別法人事業譲与税の譲与額

十二 特別法人事業譲与税

前年度の地方揮発油譲与税の譲与額

十三 地方揮発油譲与税

前年度の石油ガス譲与税の譲与額

十四 石油ガス譲与税

前年度の自動車重量譲与税の譲与額

十五 自動車重量譲与税

前年度の航空機燃料譲与税の譲与額

十六 航空機燃料譲与税

前年度の森林環境譲与税の譲与額

十七 森林環境譲与税

当該道府県の区域内における国有資産等所在市町村交付金法第五条

第一項に規定する大規模の償却資産又は同法第六条第一項に規定する新設大規模償却資産で同法第十四条第一項の規定により当該道府

十八 都道府県交付金

	市町村	
	<p>一 市町村民税</p> <p>1 均等割</p> <p>2 所得割</p> <p>3 法人税割</p> <p>二 固定資産税</p> <p>1 土地</p> <p>2 家屋</p> <p>3 償却資産</p>	<p>額</p> <p>県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額(同法第三条第二項に規定する交付金算定標準額をいう。以下この号において同じ。)の合計額から同法第五条又は第六条の規定により市町村に交付されるべき市町村交付金に係る当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産の交付金算定標準額を控除した額</p> <p>前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数</p> <p>前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額</p> <p>当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額</p> <p>当該市町村における土地の地目ごとの一平方メートル当たりの平均価格及びその地積</p> <p>当該市町村における家屋の一平方メートル当たりの平均価格及び床面積</p> <p>(1) 地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの</p> <p>当該配分額</p> <p>(2) その他の償却資産</p> <p>当該市町村が課することができる固定資産税の課税標準となる</p>

	べき額
三 軽自動車税	
1 環境性能割	前年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した三輪以上の 地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車の取得件数
2 種別割	当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第三 号に規定する軽自動車等の種類別の台数
四 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
五 鉱産税	鉱物の生産量及び山元価格
六 特別土地保有税	前年度における特別土地保有税の課税標準額
七 事業所税	前年度における事業所税の課税標準額（当該年度において新たに事 業所税を課することとなる市にあつては、当該年度における事業所 税の課税標準となるべき事業所床面積及び従業者給与総額）
八 利子割交付金	前年度の利子割交付金の交付額
九 配当割交付金	前年度の配当割交付金の交付額
十 株式等譲渡所得割交付金	前年度の株式等譲渡所得割交付金の交付額
十一 法人事業税交付金	当該市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する 法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法 人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び 当該市町村の従業者数
十二 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
十三 ゴルフ場利用税交付金	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員
十四 軽油引取税交付金	前年度の軽油引取税交付金の交付額

十五	環境性能割交付金	前年度の環境性能割交付金の交付額
十六	地方揮発油譲与税	前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
十七	特別とん譲与税	前年度の特別とん譲与税の譲与額
十八	石油ガス譲与税	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
十九	自動車重量譲与税	前年度の自動車重量譲与税の譲与額
二十	航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
二十一	森林環境譲与税	前年度の森林環境譲与税の譲与額
二十二	市町村交付金	国有資産等所在市町村交付金法第七条、第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（一般会計からの繰入れ）

第六条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費（以下「一般会計からの繰入対象経費」という。）が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

（借入金）

第十三条 各特別会計においては、借入金の対象となるべき経費（以下「借入金対象経費」という。）が次章に定められている場合において、借入金対象経費を支弁する必要があるときに限り、当該特別会計の負担において、借入金をすることができる。

2 略

(一時借入金等)

第十五条 各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、当該特別会計の負担において、一時借入金をし、融通証券を発行し、又は国庫余剰金を繰り替えて使用することができる。ただし、融通証券の発行は、次章に当該発行をすることができる旨の定めがある場合に限り、行うことができる。

2-6 略

(歳入及び歳出)

第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 地方法人税の収入

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ニ 地方揮発油税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入

ホ 一時借入金の借換えによる収入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）による地方交付税の交付金をいう。以下同じ。）及び地方譲与税譲与金（地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）による地方揮発油譲与税の譲与金、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による森林環境譲与税の譲与金（以下「森林環境譲与税譲与金」という。）、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金、特別法人事業税及び特別法

人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による特別法人事業譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）による自動車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）による特別とん譲与税の譲与金をいう。）並びにこれらに関する諸費

ロ 一時借入金の子

ハ 借り換えた一時借入金償還金及び利子

二 附属諸費

（一般会計からの繰入れの特例）

第二十四条 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十並びに消費税の収入見込額の百分の十九・五に相当する金額の合算額に、当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額でまた交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。